

給水装置設置工事手続きについて

申請時

【下水道課（公共下水道）または住環境政策課（浄化槽）で内容確認をうけた後、申請書に経由印を押印の上、水道課へご提出下さい。】

- ◆① 給水装置新設工事申請書
- ◆② 設計図（平面図・立体図・付近見取図） ※別紙で添付可
（分岐工事がある場合、本管からの設計図も必要）
- ◆③ 工事用水開始届 ※使用期間は記入しないで下さい
- ◆④ 確認申請全頁コピー（申請をしている場合）
- ◆⑤ 確約書（13mmで申請の場合）
- ◆⑥ 上下水道給水中止届（建替で一般給水開栓中の場合）

※新規メーターは給水分担金等の領収書のコピーと引き換えにお渡しします。

完了時

【下水道課または住環境政策課で完了検査日の予約をとった後、水道課へご提出下さい。】

- ◆① 給水装置竣工完了届
- ◆② 竣工図（平面図・立体図・付近見取図） ※別紙で添付可
- ◆③ 水圧テスト写真（1.75MPaで1分間）
 - ・水圧テストで設置したメーター位置がわかる全景写真
 - ・水圧テスト開始時及びの1分後がわかる各々の写真
（例：時計の設置や、時間を記入した看板の設置等）※水圧テスト中の配管接続がわかるように撮影すること
- ◆④ 竣工写真
 - ・分岐工事のある場合、穿孔や埋戻し、転圧等工事内容の解る写真
 - ・明示鋸の設置
- ◆⑤ 工事検査申請書
- ◆⑥ 一般給水開始届（位置図添付）

ご不明な点がございましたら三郷町役場水道課までご連絡ください。